

総務常任委員会 審査順序

- 委員並びに職員紹介
- 付託議案について

議案第72号 令和7年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費 6款 農林水産業費 10款 教育費	全部 2項 林業費 全部	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第2条地方債の補正

- 議案第74号 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和6年度八戸市一般会計補正予算の処分)
議案第83号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)
議案第84号 パーテーションの買入れについて
議案第85号 八戸市土地開発公社の解散について

- 閉会中の継続調査について
- 委員派遣について

[総務協議会]

- その他
 - ・ 協議会で報告を求めたい事項の取扱いについて

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方式の多様化に係る所要の改正をするとともに、その他規定の整備を行うもの。

2 改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例

3 改正の内容

- (1) 部分休業について、現行の1日に2時間を限度とする休暇に加え、年10日程度を時間単位で取得できる休暇を新設し、職員が部分休業申請時にいずれかのパターンを選択できるようにする。
- (2) 現行の1日2時間を限度とする休暇について、勤務時間の始め又は終わりに限り認める取扱いを廃止する。
- (3) 職員が部分休業のパターンを変更することができる特別の事情として、配偶者の負傷又は疾病による入院など当該変更をしなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じる場合を定めるほか、部分休業の承認等に関して規定の整備をする。

4 施行期日

令和7年10月1日

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について所要の改正をするとともに、その他規定の整備を行うもの。

2 改正する条例

八戸市職員の勤務条件に関する条例

3 改正の内容

- (1) 職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等の措置を定める。
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等の措置を定める。

4 施行期日

令和7年10月1日

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称を地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会に変更するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

○ 名称等変更する附属機関

	名称	担任する事務
改正前	八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会	中学校部活動の円滑な <u>地域移行</u> に向けた新たな <u>地域スポーツ・文化活動</u> の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
改正後	八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会	中学校部活動の円滑な <u>地域展開</u> に向けた新たな <u>地域スポーツ・文化芸術活動</u> の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日 令和7年7月1日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 補償基礎額の扶養加算額の改定

令和7年度における補償基礎額の加算額を改定し、経過措置として令和6年度における補償基礎額の加算額の改定額等を附則に定める。

<改定前>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
補償基礎額	217円	334円	217円			

<改定後>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者	
補償基礎額	434円	217円				

(2) 介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額(1月)	常時介護を受けている場合	172,550円	177,950円
	随時介護を受けている場合	86,280円	88,980円
親族等による介護を受けたときの補償下限額(1月)	常時介護を受けている場合	81,290円	85,490円
	随時介護を受けている場合	40,600円	42,700円

(3) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,285円	8,850円	10,768円	11,963円	12,625円	13,098円
学校薬剤師の補償基礎額	6,110円	7,045円	7,505円	8,623円	9,270円	9,620円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

議案第83号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和7年3月31日

1 改正の理由

令和7年度税制改正等における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《固定資産税》

(1)地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税を減額する措置について、一定の要件に該当する場合には減額措置を適用できることを規定するとともに、適用期限を2年延長するもの。（附則第8条の3関係）

適用期限	現行	改正後
	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度から令和8年度まで

【特例の概要】

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、マンション管理組合の管理者等から減額措置の申告書の提出があり要件に該当するときは、所有者から申告書の提出がなかった場合においても減額する。

《軽自動車税》

(2)軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直し（第65条関係）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（総排気量50cc相当）以下に制御した原付バイクに係る種別割の税率を、現行の50cc原付バイクと同額の年額2,000円とするもの。

※現行の50cc原付バイクが、令和7年11月適用開始となる排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難になるため。

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和7年4月1日

八戸市土地開発公社の解散について

1 提案理由

公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、八戸市土地開発公社を解散するためのもの。

2 土地開発公社の概要

- (1) 設 立 昭和 49 年 4 月 1 日
- (2) 設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする
- (3) 基本財産 5,000 千円（全額市が出資）
- (4) 事業種類 ①土地の取得、造成その他の管理及び処分
②住宅用地の造成事業、港湾整備事業並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業
③上記①及び②の業務に附帯する業務

3 事業実績

- (1) 実施事業数 40 件
- (2) 総事業面積 185 万 5,619.83 ㎡
- (3) 総事業費 198 億 8,277 万 7 千円

4 解散を行う理由

八戸市土地開発公社は、昭和 49 年の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで、年々上昇する地価への影響を抑えるなど公共事業の推進を担ってきたが、バブル経済崩壊後の土地価格下落に伴い土地の先行取得の意義が薄れてきており、平成 10 年度に行われた八戸南部氏庭園整備事業の用地先行取得を最後に、現在まで事業実績がない状況が続いている。

また、令和 6 年 6 月に実施した庁内意向調査の結果、今後、公社による土地の先行取得を要する公共事業が見込まれないため、役割を終えたものと判断されることから解散するもの。

5 所有財産（令和7年3月31日現在）

- (1) 負債及び所有土地は無し
- (2) 現金及び預金 70,151,697円（基本財産5,000千円を含む）

※清算後の残余財産は、全て八戸市に帰属する

6 解散に向けたスケジュール（案）

R7 4月	公社理事会（解散の同意、清算人及び代表清算人の選任）
5月	総務協議会へ報告
6月	市議会へ公社解散の議案提出
7月	県知事へ解散認可申請（認可日＝解散日）
8月	法務局へ公社の解散登記・清算人登記 県知事へ清算人の届出
8～10月	官報公告3回（最低2か月間）
11月	市へ残余財産引渡し 公社清算人会（令和7年度決算報告、清算報告）
12月	法務局へ清算終了登記 県知事へ清算終了の届出 市議会へ経営状況報告

令和7年6月17日

八戸市議会議長 藤川 優里 様

総務常任委員長 日 當 正 男

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の件について閉会中もなお継続調査するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

○ 総務常任委員会（調査事項）

件 名	期 間	理 由
1 危機管理及び防災等に関すること。 2 総合政策、市民協働及び広報・広聴等に関すること 3 行政組織、行政改革、情報管理及び財産管理等に関すること 4 財政計画、税の賦課及び徴収等に関すること 5 学校教育及び社会教育等に関すること 6 消防・救急に関すること 7 その他総務常任委員会の所管に属する事項に関すること	委 員 任 期 中	調 査 の た め

常任委員会の所管事項について

1 総務常任委員会

- (1) 危機管理部、総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項
- (4) 他の常任委員会の所管に属しない事項

2 経済常任委員会

- (1) 商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 農業委員会の所管に関する事項

3 民生環境常任委員会

- ・ 福祉部、こども健康部及び市民環境部の所管に関する事項

4 建設企業常任委員会

- (1) 建設部及び都市整備部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 交通部の所管に関する事項